附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（自動車道事業会計規則及び鉄道事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令による改正後の自動車道事業会計規則及び鉄道事業会計規則の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができる。

3　前項の規定にかかわらず、第一条のうち自動車道事業会計規則別表第二第3号の2様式の改正規定及び第二条のうち鉄道事業会計規則別表第二第三号表の二の改正規定中収益認識に関する注記に係る部分は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、改正後のこれらの規定を適用することができる。

○国土交通省令第十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第六項及び第七十五条の三第七項の規定に基づき、装置型式指定規則及び共通構造部型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

装置型式指定規則及び共通構造部型式指定規則の一部を改正する省令

（装置型式指定規則の一部改正）

第一条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一　法第四十一条第一号の原動機のうち出力装置 二・二の二　（略） 三～四十六　（略） **第四条**　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面 イ　（略） ロ　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号又は第二号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止 ハ～ヘ　（略） 3　（略）	（特定装置の種類） **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 （新設） 一・二　（略） 三～四十六　（略） **第四条**　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第七号及び第八号を除く。）を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面 イ　（略） ロ　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止 ハ～ヘ　（略） 3　（略）